

認可版（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する規定は未施行）

平成27年4月1日施行

令和 年 月 日変更

# 業務規程

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成27年4月28日変更  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成29年4月1日変更  
平成29年9月6日変更  
平成30年4月1日変更  
平成30年6月29日変更  
平成30年10月1日変更  
平成31年4月1日変更  
令和元年7月1日変更  
令和2年2月1日変更  
令和2年3月30日変更  
令和2年7月8日変更  
令和2年10月1日変更  
令和3年4月1日変更  
令和3年4月16日変更  
令和3年7月1日変更  
令和4年2月1日変更  
令和4年4月1日変更  
令和4年4月1日変更  
令和4年7月5日変更  
令和5年4月1日変更  
令和5年4月3日変更  
令和5年12月27日変更  
令和6年4月1日変更  
令和6年4月10日変更

## 電力広域的運営推進機関 業務規程

### 目 次

第1章	総則	1
第2章	組織及び職員	7
第3章	需要想定	12
第4章	供給計画の取りまとめ等	14
第5章	容量市場及び電源入札等	19
第6章	設備形成	41
第7章	系統アクセス	57
第8章	需給状況の監視	66
第9章	需給状況の悪化時の指示等	68
第10章	地域間連系線の管理	75
第11章	作業停止計画の調整	87
第12章	系統情報の公表	92
第13章	需要者スイッチング支援	93
第14章	一般負担の限界の基準額	94
第15章	緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等	95
第16章	送配電等業務指針	101
第17章	指導・勧告・検証	102
第18章	再生可能エネルギー電気特措法に基づく 交付金の交付、返還命令等による徴収、納付金の徴収 並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等	104
第19章	年次報告書及び調査・研究	108
第20章	苦情及び相談	109
第21章	紛争解決	110
第22章	情報通信技術の活用支援	111
第23章	雑則	112
附則		113
附則（平成27年4月28日）		113
附則（平成27年8月31日）		113
附則（平成28年4月1日）		114
附則（平成28年7月11日）		114
附則（平成29年4月1日）		114
附則（平成29年9月6日）		114
附則（平成30年3月30日）		117
附則（平成30年6月29日）		118

附則（平成31年3月28日）	119
附則（令和元年7月1日）	119
附則（令和2年3月30日）	119
附則（令和2年7月8日）	122
附則（令和3年4月16日）	123
附則（令和3年6月24日）	123
附則（令和4年1月26日）	124
附則（令和4年4月1日）	124
附則（令和4年7月5日）	124
附則（令和5年4月3日）	124
附則（令和5年6月26日）	125
附則（令和6年4月10日）	125
附則（令和6年7月22日）	125

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務規程（以下「本規程」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の41及び定款第6条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務及びその執行に関する事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるものほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。

- 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
  - 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
  - 二 「平日」とは、休日以外の日をいう。
  - 三 削除
  - 四 削除
  - 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の発電設備の発電余力及び蓄電設備の放電余力を足したもの to be defined.
  - 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、蓄電設備、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く。）の能力をいう。
  - 七 「上げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。
  - 八 「下げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。
  - 九 「需給ひつ迫」とは、供給力が不足する場合をいう。
  - 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。
  - 十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が、法第26条第1項の規定により、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要

に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。

十二 「短周期周波数調整」とは、概ね数秒～30分以内の短周期変動分の周波数調整をいう。

十三 「長周期周波数調整」とは、30分を超える需要及び再生可能エネルギーの電源出力の想定誤差により発生する余剰電力の長周期変動分の周波数調整をいう。

十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。

十五 「長周期広域周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。

十六 「広域周波数調整」とは、短周期広域周波数調整及び長周期広域周波数調整の総称をいう。

十七 「運用容量」とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。

十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の一般送配電事業者たる会員の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。

十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録（第43号に定める。）された潮流をいう。

二十 「空容量」とは、連系線の運用容量から、マージン、計画潮流及び広域周波数調整のために確保した容量によって占められる容量を控除した容量として、本機関が管理する容量をいう。

二十一 「混雑」とは、次に掲げるものをいう。

ア 連系線において、空容量が負となる状況。

イ 連系線以外の流通設備において、潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある状況。

二十二 「混雑処理」とは、連系線の混雑を解消するための措置をいう。

二十三 「発電設備等」とは、発電設備及び蓄電設備をいう。

二十四 「特定発電設備等」とは、最大受電電力の合計値が1万キロワット以

上の発電設備等をいう。

二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者又は配電事業者たる会員を除く。）をいう。

二十六 「特定系統連系希望者」とは、系統連系希望者のうち、特定発電設備等の連系等を希望する者をいう。

二十六の二 「混雑緩和希望者」とは、送配電等業務指針に定める平常時において混雑が発生する場合の措置が講じられた送電系統（当該送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の供給区域内における最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の流通設備（変圧器については一次電圧により判断する。）を除く。以下「混雑緩和プロセス適用可能系統」という。）の増強を希望する者（混雑緩和プロセス適用可能系統に既に連系している者、又は混雑緩和プロセス適用可能系統において送配電等業務指針に定めるところにより、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員から連系承諾の通知を受けている者に限る。）をいう。

二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」をいう。

二十八 「FIP電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。第29号において同じ。）をいう。

二十九 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第3条第1項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。

三十 「費用負担ガイドライン」とは、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015年資電部第16号）をいう。

三十一 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（2015年資電部第17号）をいう。

三十二 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業又は配電事業の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。

三十三 「発電契約者」とは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業又は配電事業の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。

三十四 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。

### 三十五 削除

三十六 「ゲートクローズ」とは、当日の計画提出期限（30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前）をいう。

三十七 「翌日取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。

三十八 「1時間前取引」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの電気の取引をいう。

三十九 「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）に定める意義を有する。

四十 「広域機関システム」とは、発電や需要等の各種計画を会員等から電子的に受け付け、需給状況や連系線の管理等の業務を行うためのシステムをいう。

四十一 「需要者スイッチング支援」とは、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務をいう。

四十二 「市場分断」とは、卸電力取引所の取引規程に定める「市場分断処理」を行う必要がある場合をいう。

四十三 「容量登録」とは、連系線を利用する容量として、本機関が広域機関システムに潮流を登録することをいう。

四十四 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。

四十五 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。

### （期限の取扱い）

第3条 本規程において定める期限の末日が第11条第3項に掲げる本機関の休業日であるときは、別途定める場合を除き、当該期限は直前の営業日までとする。

### （業務運営の基本方針）

第4条 本機関の業務運営の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。
- 二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第24条第1項各号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。
- 三 適時、適切な情報公表に努め、業務の透明性を高めること。

四 需要家の負担を軽減し、その利益を確保すること。

- 2 本機関は、本機関が作成する第181条の年次報告書、国内外から収集した情報及び会員その他の電気供給事業者からの要請等を踏まえ、定期的に業務改善のための計画を定めるとともに、業務改善の取組状況の評価を行う。

(広報及び情報公表)

第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。

- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
  - 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
  - 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
- 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に準じた取扱いを行う。

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

- 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときその他必要と認めるときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

(情報処理システム)

第7条 本機関は、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上の観点から、業務に用いる情報処理システムを具備する。

- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程又は送配電等業務指針を変更したとき、会員その他の電気供給事業者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する会員その他の電気供給事業者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。

4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

(情報の管理)

第8条 本機関は、業務に関する情報を適切に管理し、本機関の機密、第5条第2項各号の情報及び個人情報（以下「秘密情報」という。）が漏洩、盗用及び目的外で利用されることを未然に防止するため、次の各号の対策を講じる。

- 一 就業規則において、在籍中又は退職若しくは解雇により職員の地位を失った後も、秘密情報を不正に開示及び利用してはならない旨を定める。
  - 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。
  - 三 役員又は職員が退職するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、在籍時に得た秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。
  - 四 法人等から本機関への出向者（以下「出向者」という。）の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2－1に定める職員行動規範第2条の規定に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。
- 2 本機関は、秘密情報の管理体制並びに役員又は職員が秘密情報を取得したときの当該情報の取扱い等について規定する情報管理規程を別に定める。
  - 3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項までの規定に準じた適正な管理及び公表を行う。

(調達)

第9条 本機関は、役務又は物品（情報処理システムを含む。）を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。

## 第2章 組織及び職員

(事務局)

- 第10条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、法第28条の28の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。
- 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。
- 一 総務部
  - 二 企画部
  - 三 需給計画部
  - 四 系統計画部
  - 五 運用部
  - 六 再生可能エネルギー・国際部
  - 七 政策調整室
  - 八 紛争解決対応室
  - 九 監査室
- 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。
- 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。
- 6 需給計画部に、容量市場センターを置く。
- 7 運用部に、広域運用センターを置く。
- 8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。
- 9 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般

需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理(容量市場センター所管のものを除く。)その他供給能力の確保の促進に関する事項
容量市場センター	容量市場の運用管理(オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等)
系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ(流通設備の整備計画に関する事項)、系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項
運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

(業務を行う場所、営業日及び営業時間)

- 第11条 本機関は、原則として定款第2条に定める場所において業務を行う。
- 2 本機関は、第8章に定める電力需給の状況等の監視、第9章に定める需給状況が悪化したときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。
- 3 本機関は、前項の常時行う業務以外の業務については、次の各号に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。
- 一 土曜日及び日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
  - 三 年末年始(12月29日～1月3日)
  - 四 その他、本機関が指定する日
- 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。ただし、昼休み(12時から13時の間)を除く。

(専門的知見を有する者及び女性の積極的登用)

- 第12条 本機関は、弁護士、会計士及び送配電等業務の運用に関する専門的な知見を有する者を役員又は職員として常に確保し、業務運営上の適切な助言

を得る。

2 本機関は、役員及び職員の確保に当たり、女性を積極的に登用する。

(職員の確保)

第13条 本機関は、業務遂行に必要な能力、多様な知識及び経験を有する十分な数の職員を確保する。

- 2 前項の職員の確保は、期間の定めのない雇用、有期雇用又は出向者の受け入れ等により行う。
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用及び有期雇用により職員を採用するときは、本機関のウェブサイト等で人材要件を告知する等、透明、公正な手段により行う。
- 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において必要な取決めを行うとともに、出向者に対する人事評価を適切に行う。

(職員の配置)

第14条 本機関は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、職員の配置を行う。

- 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること。
  - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること。
  - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること。
  - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること。
- 2 本機関は、出向者を職員として配置するときは、次の各号に努めるものとする。
    - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようすること。
    - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること。
  - 3 本機関は、期間の定めのない雇用又は有期雇用により採用した職員を各部等に偏りなく配置するよう努める。

(職員等の確保等に関する中長期方針)

第15条 本機関は、前3条の規定を踏まえ、役職員の登用、確保、配置及び育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。

(職員の行動規範)

第16条 職員及び職員であった者は、別紙2－1に定める職員行動規範を遵

守しなければならない。

(職員の処分)

- 第17条 本機関は、職員が別紙2-1に定める職員行動規範に違反した場合は、本人からの事情聴取等の事実調査を行い、違反の事実が明らかとなったときは、当該職員に対し、就業規則等に定める懲戒その他の必要な措置を講じる。
- 2 出向解除された者が前条の行動規範に違反した事実が明らかになったときは、出向元との出向協定書等に基づき必要な措置を講じる。

## 別紙2－1 職員行動規範

第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解の上、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

第2条 職員は、業務遂行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。離職後（出向者については出向解除後）においても同様とする。

第3条 職員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第4条 職員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。

第5条 職員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。

第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。ただし、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。

第7条 職員は、出向元の利害に繋がる業務について、受付、調整その他の出向元との直接の折衝を伴う職務に主担当として携わってはならない。

第8条 職員は、法第28条の30の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。

### 第3章 需要想定

#### (需要想定業務の実施)

第18条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、電力需要の想定（以下「需要想定」という。）に関する業務を行う。

#### (需要想定要領の策定)

第19条 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。

- 一 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定区分と想定主体、想定対象、需要区分等）
- 二 需要実績の補正方法（気象、閏年による影響の具体的補正手法等）
- 三 供給区域における需要（以下「供給区域需要」という。）の想定方法
- 四 小売供給を行う相手方の需要の想定方法
- 五 本機関への提出様式
- 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するに当たって必要となる事項

#### (需要想定及び需要想定要領の検証)

第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。

- 一 供給区域需要の実績
  - 二 需要実績に対する気象等による影響量に関する情報
  - 三 供給計画として届け出た供給区域需要の想定との比較及び検証の結果
- 2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。
- 一 供給区域需要の想定と実績との差異及びその要因
  - 二 前号に定める事項の過年度からの推移
  - 三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法
  - 四 その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項

#### (需要想定要領の変更)

第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。

2 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の変更が必要と認める場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。

(全国の経済見通しの策定)

第22条 本機関は、需要想定の前提となる人口、国内総生産（GDP）、鉱工業生産指数（IIP）その他の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定する。

2 本機関は、前項の規定により策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。

(全国の需要想定の策定)

第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。

2 本機関は、供給区域需要の想定の提出を受けたときは、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、送配電等業務指針及び需要想定要領との適合性その他適切に需要想定を行うために必要な事項を確認するとともに、その妥当性を確認する。

3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定の提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。

4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。

5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要想定を公表する。

## 第4章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の取りまとめ及び検討)

第24条 本機関は、法第29条第2項の規定により、供給計画（法第29条第1項の規定により会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。）の取りまとめ及び検討の業務を行う。

(供給計画の案の提出)

第25条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の案の提出を受ける。

(供給計画の案に基づく調整)

第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点及び第28条の2に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。

- 2 本機関は、前項の確認のため、供給計画の案を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。
- 3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号イ又は第2号ア若しくはウの規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。

(供給計画の提出)

第27条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の提出を受ける。

(供給計画の取りまとめ等)

第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の規定により、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

- 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、次条に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 各会員から提出された供給計画の適切性に関する事項
  - 二 全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）
  - 三 流通設備計画と広域系統長期方針（第48条に定める。）及び広域系統整備計画（第50条に定める。以下同じ。）との整合性に関する事項
- 3 本機関は、会員が計上した供給能力及び一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を基礎として、別途定める需給バランス評価の方法にしたがって需給バランス評価を実施するものとする。
- 4 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。

（供給計画の取りまとめ等における考慮事項）

第28条の2 本機関は、第26条第1項の規定による調整及び前条第1項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。

- 一 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次に定める事項（配電事業者たる会員にあっては、エを除く。）
  - ア 供給計画における需要想定と第23条第1項の規定により提出を受けた供給区域需要の想定との相違の内容及び程度
  - イ 需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度
  - ウ 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン及び記載要領（以下「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか
  - エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力を上回っているかどうか
  - オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
  - カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 二 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員 次に定める事項
  - ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか
  - イ 供給先である一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無

ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項

三 小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）

たる会員 次に定める事項

ア 需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度

イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか

ウ 需要に対して、必要な供給力が確保されているか否か

エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性（沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）に限る。）

四 送電事業者及び特定送配電事業者たる会員 次に定める事項

ア 供給計画の案に記載された流通設備計画における設備の内容及び運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性

イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項

（供給計画の送付及び公表等）

第29条 本機関は、第28条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。

一 各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し

二 各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性

三 その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べることが適当と考える事項

2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。

3 本機関は、需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況を確認する。

（年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等）

第30条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、年度途中に電気事業者となった会員から、供給計画の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、第28条及び前条の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

(供給計画の変更)

第31条 本機関は、会員が供給計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

(供給計画等に関する情報の共有)

第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。

- 一 最大電力供給計画表
- 二 電力量供給計画表
- 三 電気の取引に関する計画書
- 四 調整力に関する計画書
- 五 発電所別発電計画明細書

2 本機関は、供給計画に記載された発電所及び蓄電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。

3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所及び蓄電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。

4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。

- 一 最大電力供給計画表
- 二 電力量供給計画表
- 三 電気の取引に関する計画書
- 四 発電所及び蓄電所の開発等についての計画書

## 第5章 容量市場及び電源入札等

### 第1節 容量市場

#### 第1款 容量市場の開設

##### (容量オークション)

第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

- 一 メインオークション メインオークション募集要綱（第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札
- 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札
  - ア 調達オークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札
  - イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号才にて定義する。）に定められた容量をリリースする容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札
- 三 長期脱炭素電源オークション 長期脱炭素電源オークション募集要綱（第32条の23の2において準用する第32条の12に定める長期脱炭素電源オークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するために実施する入札

##### (容量市場システムの導入)

第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション（第32条の44第1項にて定義する。）への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム（以下「容量市場システム」という。）を導入する。

- 2 本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。
- 3 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について、隨時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。
- 4 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。
- 5 容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。

#### （容量市場システムの利用の支援）

第32条の4 本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル（以下「容量市場システムマニュアル」という。）の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。

#### （容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 2 本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更に当たり、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第6条第1項の規定を準用する。

## 第2款 容量市場システムへの事前登録手続き

#### （事業者情報の登録申込みの受付）

第32条の6 本機関は、容量オークションの募集要綱に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場シ

ステムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

- 2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。

（事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知）

第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オーフショットの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

- 2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。
- 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。

（電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、一般送配電事業者たる会員の供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

（電源等情報の審査及び登録完了の通知）

第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オーフショットの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

- 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
- 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。
- 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、

容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。

(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受付)

第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報（以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。）の変更又は取消の申込みを受け付ける。

(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知)

第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

- 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
- 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。
- 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。

### 第3款 容量オークション

(メインオークション募集要綱の策定及び公表)

第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

#### 一 募集スケジュール

- ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日

- イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力として期待できる容量（以下「期待容量」という。）の登録申込みの受付期間
  - ウ 応札の受付期間
  - エ 約定結果の予定公表期日
  - オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約（以下「容量確保契約」という。）の締結のための手続期間
  - カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日
- 二 対象とする実需給年度の期間
- 三 メインオークションの参加条件
- 四 期待容量の登録内容
- 五 メインオークションの方式
- ア 入札形式
  - イ 約定方法
- 六 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件（以下「リクワイアメント」という。）
- 七 本機関が容量提供事業者のリクワイアメントの達成有無を確認する方法（以下「アセスメント」という。）
- 八 交付条件
- 九 本機関が第32条の41の規定により科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容
- 十 容量確保契約の様式
- 十一 その他メインオークションの実施に関連する事項

（メインオークション需要曲線の策定及び公表）

- 第32条の13 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。
- 2 本機関は、前項の規定により策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。
  - 3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。
  - 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項の規定により決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（期待容量の登録申込みの受付）

- 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオ

ークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報の登録を完了した市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。

(期待容量の審査及び登録完了等の通知)

第32条の15 本機関は、前条の規定により期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41の規定によるペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。

- 2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
- 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。
- 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
- 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項の規定により期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
- 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションに参加できる旨を通知する。

(応札の受付、変更、取消)

第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークションに参加できる市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。

- 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項の規定により通知された応札の上限容量を超えないものとする。
- 3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオークション参加資格

事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。

- 4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIP電源及びFIT電源に関する情報の提供を求めることができる。

(容量提供事業者の決定)

第32条の17 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。

(メインオークションの約定結果の公表)

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

(容量確保契約の締結、変更、解除及び解約)

第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。

- 一 容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力(以下「容量確保契約容量」という。)
  - 二 容量提供事業者へ交付する予定の金額(以下「容量確保契約金額」という。)
  - 三 実需給年度
  - 四 リクワイアメント
  - 五 アセスメント
  - 六 交付条件
  - 七 ペナルティ
  - 八 容量確保契約の変更、解除又は解約の条件
  - 九 その他容量確保契約に規定すべき事項
- 2 本機関は、前項の容量確保契約の締結に当たっては、メインオークション募集要綱に定める様式を使用する。
- 3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更、解除又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更、解除又は解約を行う。

(容量確保契約の締結結果の公表等)

第32条の20 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 容量確保契約の締結によって確定した約定総容量
  - 二 約定価格
  - 三 容量確保契約の締結によって確定した約定総額
  - 四 その他公表すべき事項
- 2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第32条の24第1項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。）。
- 3 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。
- 4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更、解除又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約の変更、解除又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。

（追加オークションの実施判断）

第32条の21 本機関は、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するため、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）の原案を策定する。

- 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。

- 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量
- 二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定の増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力

三 メインオークションの容量提供事業者が第32条の34第3項第1号に規定する容量停止計画の調整業務に基づく調整状況

四 一定の蓋然性が認められる容量確保契約容量以外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供給力

- 3 本機関は、前項の規定により、リリースオークションの実施が必要と判断した場合、リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。
- 4 本機関は、第1項及び前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、第2項の規定により判断した追加オークションの実施の要否について意見を求める。
- 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、追加オークションの実施及び当該追加オークションに係る調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。
- 6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の22 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20までの規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替えるものとする。

- 2 本機関は、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 第32条の12（第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。）及び第32条の16から第32条の20まで（第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。）の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替えるものとする。

- 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、リリースオークション募集要綱に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす

容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。

(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23の2 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20まで（第32条の18第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。）の規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。

(電源等リストの登録申込みの受付)

第32条の24 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。

- 2 本機関は、電源等リストの受付期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
- 3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(電源等リストの審査及び登録完了の通知)

第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。

- 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
- 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。
- 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
- 5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、

本機関は、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、隨時審査を行う。

- 6 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。

(テスト対象事業者の選定等)

第32条の26 本機関は、前条第3項の規定により登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。

- 2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量（第32条の29第1項第2号に定義する。）として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。

(実効性テストの実施日程の調整)

第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者等」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。

(実効性テストの実施日程の報告の受領)

第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。

- 2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(実効性テスト結果の提出の要請)

第32条の29 本機関は、前条第1項の規定により報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。

一 実効性テストの実施日程

二 実際に提供できた供給力（以下「実効容量」という。）

三 その他実効性テストに関する情報

- 2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（実効性テスト結果の受領）

第32条の30 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性テスト結果の提出を受ける。

（実効性テスト結果の審査）

第32条の31 本機関は、前条の規定により実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

- 2 本機関は、協力一般送配電事業者等に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。

（実効性テスト結果の審査結果の通知）

第32条の32 本機関は、前条第1項の規定により審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。

（実効性テスト結果の提出の省略）

第32条の33 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニュアルに定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リストを提出したときは、第32条の29第1項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定により供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32の規定に準じるものとする。

#### 第4款 決済等

（アセスメントの実施）

第32条の34 本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。

- 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を

一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に求めることができる。

- 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オーケションに限る。
- 一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の2年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。
  - 二 契約の締結状況の確認 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者が提供する電源のうち、需給調整市場における商品の要件を満たす機能を有するものについて、当該電源が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員と余力活用に関する契約を締結していることの確認を行う。
  - 三 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。
  - 四 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況（需給ひつ迫のおそれの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。
  - 五 供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までの提供実績の確認 容量提供事業者に対し、長期脱炭素電源オーケションの容量確保契約により定められた供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までに供給力提供が行われていることの確認を行う。
  - 六 年間設備利用率の確認 長期脱炭素電源オーケション募集要綱に定める変動電源により、供給力を提供する事業者に対し長期脱炭素電源オーケションの容量確保契約により定められた最低限満たすべき年間設備利用率を達成していることの確認を行う。
  - 七 火力電源の脱炭素化の状況の確認 長期脱炭素電源オーケションにおいて約定した火力電源について、長期脱炭素電源オーケション募集要綱に定めるところにより、容量提供事業者が提出した脱炭素化へのロードマップに基づき、水素又はアンモニア等の利用による脱炭素化に向けた追加投資を行っていることの確認を行う。

八 火力電源の脱炭素燃料（水素又はアンモニア等）による混焼比率の確認  
長期脱炭素電源オーフショットにおいて約定した火力電源の発電に用いる燃料について、水素又はアンモニア等の比率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。

（容量確保契約に基づく交付）

第32条の35 本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。

2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。

（差替先電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の36 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力の差し替え（以下「電源等差替」という。）が可能な発電設備等又は電源等リスト（以下「差替先電源等」という。）の提供を希望する市場参加資格事業者（以下「差替先電源等提供者」という。）から、差替先電源等に関する情報（以下「差替先電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項までの規定に準じて審査を行う。

（差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録）

第32条の37 本機関は、前条第1項の規定により差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。

3 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。

(電源等差替の登録申込みの受付)

第32条の38 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。

(電源等差替の登録申込みの審査等)

第32条の39 本機関は、前条の規定により電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項の規定により、容量確保契約の変更を行う。

3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。

(差替先電源等情報の公開の終了)

第32条の40 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。

- 一 電源等差替が成立した場合
- 二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合
- 三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合

(ペナルティ)

第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。

- 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。
  - ア 容量確保契約が解除又は解約となった場合
  - イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合
  - ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、供給力

を提供できなかった場合

二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション（第32条の44第1項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。

2 本機関が業務規程第32条の21の規定により追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイに掲げる条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウまでのいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。

ア 追加オークションが開催されない場合

イ リリースオークションが実施される場合

ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できた場合

3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員（容量拠出金の滞納又は不当な減額（以下「滞納」という。）を行った小売電気事業者たる会員を除く。）へ還元する。

4 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。

（容量拠出金の未回収分の請求）

第32条の42 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

（容量拠出金の支払いの催告）

第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。

3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

## 第5款 その他

### (緊急時における特別オークションの実施)

第32条の44 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひつ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札（以下「特別オークション」という。）の実施の要否を決定する。

2 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

### (容量市場の機能の検証)

第32条の45 本機関は、実施した容量オークション及び特別オークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。

### (報告書の作成)

第32条の46 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

### (分析ツールの具備)

第32条の47 本機関は、この節に定める業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

### (情報の取扱い)

第32条の48 本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。

## 第2節 電源入札等

### (電源入札等の実施)

第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、次の各号に

掲げる業務（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。

- 一 発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）の新增設並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務
- 二 休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に関する業務
- 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電等用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。
- 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電等用電気工作物その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。

（委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析）

第34条 本機関は、定款第41条の規定により、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。

（電源入札等の検討の開始）

第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。

- 一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合
  - ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合
  - イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電等用電気工作物その他の供給能力の確保の必要性がある場合
- 二 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合
- 三 国から電源入札等の検討の要請を受けた場合
- 四 第32条の44の規定により特別オーケーションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合

2 本機関は、前項の規定により、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。

(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)

第36条 本機関は、第33条第1項第1号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。

一 全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需給検証

二 会員の供給力等の確保状況

ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況

イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画

ウ 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の調整力の確保状況

三 小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需要実績及び需要想定

四 危機管理上の需給変動リスク分析

ア 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク

イ その他全国又は特定の一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランスに影響を与える事項

五 容量市場における供給力の確保状況（特別オーダークションが実施された場合に限る。）

2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。

3 本機関は、第1項の検討又は国の関連審議会等における検討に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めたときは、電源入札等を開始する。

(基本要件の検討)

第37条 本機関は、第33条第1項第1号に掲げる業務を行う電気供給事業者を募集する電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検

討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。

- 2 本機関は、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）を募集する電源入札等の実施を決定する際に、国の関連審議会等において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。
- 3 前2項の電源入札等の基本要件には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき」と読み替えるものとし、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略することができる。
  - 一 電源入札等を行う供給区域
  - 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容
  - 三 電源入札等の対象となる電源等（発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。）
  - 四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件
  - 五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間
  - 六 電源入札等の方式
  - 七 電源等維持運用者となる条件
  - 八 電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の交付条件
  - 九 電気の販売に関する条件
  - 十 電源入札等補填金の上限価格（上限価格が設定されている場合に限る。）
  - 十一 募集スケジュール
  - 十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項
- 4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、電源入札等補填金の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。

#### （電源等維持運用者の募集）

第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、次の各号に掲げる手順により、電源等維持運用者を募集する。

- 一 電源入札等の開始の公表  
本機関は、第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。
- 二 募集要綱の策定・公表  
本機関は、第37条第1項又は第2項の規定により決定した電源入札等

の基本要件を踏まえて、必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。

### 三 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。

- 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。

#### (電源等維持運用者の決定)

第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、次の各号に掲げる評価項目について応募者の評価を行い、これに基づき電源等維持運用者を決定する。ただし、予備電源維持運用者を決定する場合においては、第5号中「発電等用電気工作物」とあるのは、「発電用の電気工作物」と読み替えるものとし、次の各号に掲げる項目のうち、一部の評価を省略することができる。

- 一 法律又は政省令への適合性
- 二 応募価格 上限価格に対する応募価格（上限価格が設定されている場合に限る。）
- 三 技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等
- 四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の確実性等
- 五 事業継続性 事業者の財務健全性、発電等用電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等
- 六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む。）、燃料費、修繕費等
- 七 環境影響
- 八 その他募集要綱で定める事項

- 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 電源等維持運用者の名称及び発電等用電気工作物その他の供給能力の場所等
- 二 電源等維持運用者が供給力を提供する量及び期間（予備電源維持運用者を決定した場合においては、当該予備電源維持運用者が休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する量及び期間）

### 三 落札金額

#### (落札者との契約の締結)

第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源等維持運用者との間で、電源等維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。

#### (電源入札等補填金の交付)

第41条 本機関は、前条の契約の定めるところにより、電源等維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。

#### (落札者の電源等維持運用業務の報告等)

第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者から、定期的に電源等維持運用業務の報告を受ける。

- 2 本機関は、電源等維持運用者の電源等維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源等維持運用者に対し、電源等維持運用業務の改善を求める。
- 3 本機関は、第1項の規定により電源等維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。

#### (緊急時の扱い)

第43条 本機関は、この節の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。

#### (電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)

第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、この限りでない。

#### (情報の取り扱い)

第45条 本機関は、電源入札等に係る情報を秘密情報として適切に取り扱う。

## 第6章 設備形成

### 第1節 広域連系系統の設備形成

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2から第5号の4まで及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(設備形成に係る委員会の設置)

第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会（以下「設備形成に係る委員会」という。）を設置する。

### 第2節 広域系統長期方針

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。

- 一 国の政策方針
- 二 総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等における審議
- 三 策定済みの広域系統整備計画の内容
- 四 本機関の電力系統に関する調査及び分析の結果
- 五 電気事業者の意見及び本機関の業務に關係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見
- 六 その他広域連系系統の整備に関する重要な事項

3 本機関は、広域系統長期方針の策定に当たっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。

(広域系統長期方針の記載事項)

第48条の2 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載す

るものとする。

一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方

ア 全国の将来の電気の需給に関する事項

イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項

二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項

ア 前号アの検討に際しての留意事項

(ア) 前年度までの電気の需給の状況

(イ) 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し

(ウ) 一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性

イ 前号イの検討に際しての留意事項

(ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し

(イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度

(ウ) 一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性

(エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報

三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項

(広域系統長期方針の見直し)

第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、第48条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。

2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。

- 一 エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合
- 二 本機関が、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合
- 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

第3節 広域系統整備計画

(広域系統整備計画)

第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画

のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。

（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）

第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。

一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合

ア 複数の発電設備等の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合

イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され電気の安定供給を確保する必要があると認められる場合

二 本機関が、次のアからウまでのいずれかの要件に該当し、広域的な電力取引の環境の整備が必要と認める場合

ア 将来の電源の開発動向を基に広域連系系統の混雑を把握し、その系統の混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用の評価の結果、便益が費用を上回ることが見込まれる場合

イ 次条第1項の評価の結果、アの要件に相当する場合

ウ ア及びイの他広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合

（電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価）

第51条の2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより電気供給事業者から広域連系系統を増強するよう申出があった場合には、次の各号に掲げる事項を確認した上で、その増強を検討する必要性について前条第2号アに規定する評価に相当する評価を行う。

一 申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限量

二 計画策定プロセスにより既に検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件において、申出のあった広域連系系統の増強の計画がないこと

2 本機関は、前項第1号の確認に際し、災害による流通設備の故障、流通設備の作業停止その他申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限が生じた期間に偶発的に発生した事象であって、当該期間以降に継続的に発生す

ることが見込まれないものの影響が認められる場合は、当該影響を除外するものとする。

- 3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面又は電磁的方法で通知するものとする。
- 4 本機関は、電気供給事業者からの申出があった場合は、第1項の評価結果を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告する。

(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始)

第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の発電設備等の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始)

第51条の4 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合には、計画策定プロセスを開始する。

(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)

第52条 本機関は、計画策定プロセスの対象となる広域連系系統が地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定又は連系線の運用に影響を与えない流通設備であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該広域連系系統を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。

- 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めたときは、第51条及び第51条の3の規定にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。

(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)

第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始

しない旨及びその理由を書面又は電磁的方法で通知する。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、次の各号に掲げる事項を確認の上、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

一 他の案件との同一性として次に掲げるもの

- ア 新規の計画策定プロセスに係る案件（以下「新規検討案件」という。）と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件（広域系統整備計画の策定に至らなかつたものに限る。）との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度
- イ 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性

二 計画策定プロセスを継続する必要性

三 計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の策定までの期間

2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）及びこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集を行う場合 18か月
- 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月

3 本機関は、第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合であつて、第1項第1号に規定する同一性を認め、他の案件と併せて広域系統整備の検討を行うことが適当であると認めた場合には、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。

(計画策定プロセスの進め方の公表)

第55条 本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 計画策定プロセスを開始した旨
- 二 計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール

### 三 計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由

- 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面又は電磁的方法で通知する。
- 3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に通知する。

#### (基本要件及び受益者の範囲の決定)

第56条 本機関は、第54条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合には、設備形成に係る委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び広域系統整備の目的に照らして利益を受ける者（以下「受益者」という。）の範囲を決定するに当たり、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。

- 一 広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新增設、既設電源の供給力の増加等）
  - 二 広域系統整備に要する費用
  - 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
  - 四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
  - 五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
  - 六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次の各号に掲げる事項を考慮の上、設備形成に係る委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定する。
    - 一 検討提起者の意見（第51条の3の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）
    - 二 国の要請の内容（第51条の4の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）
    - 三 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見
  - 3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。
    - 一 増強の目的及び期待される効果
    - 二 必要な増強容量
    - 三 広域系統整備が必要となる時期

四 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）

五 概算工事費から試算した特定負担額の見通し

六 今後のスケジュール

（実施案等の募集の要否の決定）

第56条の2 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

（実施案等の募集の実施）

第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

一 実施案募集の公表

本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。

二 公募要綱の策定・公表

本機関は、第56条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、公表する内容を検討するものとする。

三 応募意思の確認

本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を書面又は電磁的方法にて受ける。

四 応募資格の審査

本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、送配電等業務指針に定める応募資格者に該当することその他の公募要綱で定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）であることを確認する。

五 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。

六 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格事業者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格事業者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。

## 七 実施案の受領

本機関は、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに有資格事業者から実施案の提出を受ける。

- 2 本機関は、前項第3号に規定する応募意思を有する事業者がいない場合、前項第4号の規定による有資格事業者がいない場合又は前項第7号に規定する実施案の提出がない場合には、実施案の募集を取り止める。
- 3 本機関は、前項の規定により実施案の募集を取り止めた場合には、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者たる会員の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該他の一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して、実施案の提出を求める。

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第56条の4 本機関は、既設設備の増強が適当であると認める場合その他の実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、実施案の提出を求める会員を決定し、当該会員に対し、広域系統整備の基本要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。

## 第57条 削除

(実施案及び事業実施主体の決定)

第58条 本機関は、第56条の3又は第56条の4の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会における次の各号に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。

- 一 公募要綱等への適合性 増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

- 三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等
  - 四 対策の効果 安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与
  - 五 事業実現性 流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等
  - 六 事業継続性 財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等
  - 七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項
- 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができる。
- 3 本機関は、実施案の内容に事業実施主体以外の他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等が含まれる場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、当該他の電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。
- 一 既設の電力設備の増強・改造等の必要性に関する検討方法及び結果の妥当性
  - 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用の妥当性
  - 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無及び影響が有る場合にはその対策

#### （受益者及び費用負担割合等の決定）

- 第59条 本機関は、法令その他国が定める指針に基づき、受益者が受益の程度に応じて広域系統整備に要する費用を負担することを原則として、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等の案を検討する。
- 2 本機関は、前項の検討に際し、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者の範囲以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等の案を検討する。
- 3 本機関は、前2項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討の結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘又は書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求め

る。

- 4 本機関は、設備形成に係る委員会における費用負担候補者の意見に関する検討を踏まえ、費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に通知する。
- 5 本機関は、前項の規定により通知を行った費用負担候補者から費用負担割合等の再検討の要請を受けた場合、前項の規定に準じて再び費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に通知する。
- 6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面又は電磁的方法による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。

(計画策定プロセスの延長時の扱い)

- 第59条の2 本機関は、第54条の規定により定めた広域系統整備計画の策定までの期間内に広域系統整備計画の策定ができない場合には、当該期間内に、新たに広域系統整備計画の策定までの期間を決定するとともに、中間報告を作成し、当該期間及び中間報告を公表する。
- 2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面又は電磁的方法で通知する。

(広域系統整備計画の策定)

- 第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合等に基づき、広域系統整備計画を策定する。
- 2 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。
    - 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
    - 二 整備又は更新をしようとする流通設備
    - 三 流通設備の整備又は更新の方法
    - 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及び考え方
    - 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期
    - 六 事業実施主体
    - 七 その他広域連系系統の整備に関する事項

(計画策定プロセスの終了)

- 第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合又は次の各号に掲げる場合には、計画策定プロセスを終了する。
- 一 第54条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がな

いと決定した場合

- 二 第56条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合
  - 三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合
  - 四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合
- 2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第56条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。
- 3 本機関は、第1項各号に掲げる場合として計画策定プロセスを終了する場合には、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者の意見を聴取する。

(広域系統整備計画の公表及び通知)

第61条の2 本機関は、第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(広域系統整備計画の届出)

第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法第28条の48第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を設備形成に係る委員会に報告する。

3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について設備形成に係る委員会において検討を行う。

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
- 4 本機関は、第1項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更)

第63条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。

- 2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の48第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)

第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法第28条の48第4項の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の48第4項各号に適合するよう変更し、変

更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。

- 2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)

- 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。

(広域系統整備交付金の交付)

- 第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備及び更新に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。

- 2 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。
- 3 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額を基に経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。
- 4 本機関は、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。
- 5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して交付する。

(系統設置交付金の交付)

- 第64条の3 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）

を交付する。

- 2 本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。
- 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。
- 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下「認定整備等事業者」という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する交付金（以下「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。
- 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。
- 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。

#### （特定系統設置交付金の交付）

第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画（以下「認定整備等計画」という。）に従って、電気工作物であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。

- 2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。
- 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。

- 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。
- 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。
- 6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。

#### (資金の貸付け)

- 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。
- 2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。
  - 3 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定する。
  - 4 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他の必要な事項を通知する。
  - 5 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。
  - 6 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。
  - 7 本機関は、第5項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。

#### (資金の貸付けの申請様式)

- 第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。

## 第4節 その他

#### (N-1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認)

第64条の7 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N－1故障（送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の单一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制（以下「N－1電制」という。）が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。

- 2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。

(分析ツールの具備)

第65条 本機関は、この章に定める業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。

- 2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

第66条 削除

## 第7章 系統アクセス

### 第1節 系統アクセス業務

(系統アクセス業務の実施)

第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下この章において同じ。）の連系等を希望する者からの接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務
  - 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの連系予約（送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。）に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務
- 2 本機関は、系統アクセス業務を実施するに際し、系統情報ガイドライン及び費用負担ガイドラインを踏まえた、必要な検討を行う。

### 第2節 接続検討

(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付)

第68条 本機関は、特定系統連系希望者の接続検討の申込み及び再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。

- 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。
- 3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定系統連系希望者又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(連系予約に関する要請の受付)

第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。

- 2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。
- 3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、当該連系予約の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に通知する。

## 第69条 削除

## 第70条 削除

### (接続検討)

第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）に対して、その旨を通知する。

- 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者等に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。
  - 一 前項の通知を受けた一般送配電事業者等から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合
  - 二 国からの接続検討の要請があった場合
- 3 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
  - 一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由
  - 二 連系点・送電線ルートの選定理由や、工事の必要性と設備規模
  - 三 概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲）
  - 四 所要工期
  - 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合又は国からの要請による接続検討の結果に対策を求める記載がある場合は、その対策の必要性及び工事の内容
  - 六 検討対象年度、検討断面等の前提条件
  - 七 運用上の制約がある場合は、その根拠

八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（ただし、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。）

九 その他接続検討結果に記載されている事項

4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。

(接続検討的回答)

第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認を完了したとき（同条第3項又は第4項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。

一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）

二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者又は国が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）

三 概算工事費（内訳を含む。）及び算定根拠

四 工事費負担金概算（内訳を含む。）及び算定根拠

五 所要工期

六 特定系統連系希望者に必要な対策又は国からの要請による接続検討の結果求められる必要な対策

七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）

八 運用上の制約（制約の根拠を含む。）

2 本機関は、前項の規定による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。

3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス（第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセスをいう。以下この項において同じ。）の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。

### 第73条 削除

(発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法)

第74条 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

### 第3節 電源接続案件一括検討プロセス

(電源接続案件一括検討プロセスの要請)

第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。

2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から意見を聴取する。

### 第76条 削除

### 第77条 削除

### 第78条 削除

### 第79条 削除

(電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等の公表)

第80条 本機関は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討

の受付等)

- 第81条 本機関は、送配電等業務指針に基づき電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する特定系統連系希望者から、接続検討の申込みの受付を行う。
- 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)

- 第82条 本機関は、一般送配電事業者等から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討(以下「再接続検討」という。)を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。
- 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける保証金の算定方法)

- 第82条の2 本機関は、系統連系希望者が電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みを行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

第83条 削除

第84条 削除

第85条 削除

第86条 削除

第87条 削除

第88条 削除

(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)

- 第89条 本機関は、電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性

が確保できないと判断した場合、又は想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、当該電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。

2 本機関は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。

第90条 削除

第91条 削除

第92条 削除

第93条 削除

第94条 削除

第95条 削除

第96条 削除

#### 第4節 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等の公表）

第96条の2 本機関は、混雑緩和希望者による提起（以下「混雑緩和希望者提起」という。）による系統増強プロセス（混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する混雑緩和希望者を募集する手続きをいう。以下同じ。）の実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等）

第96条の3 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおけ

る事前照会に対する一般送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、混雑緩和希望者（増強を希望する送電系統に連系している又は連系承諾の通知を受けている発電設備等の最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の者に限る。）から、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。

- 2 本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金の算定方法等）

第96条の4 本機関は、混雑緩和希望者が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける同プロセス開始の申込み又は同プロセスへの応募を一般送配電事業者等に対して行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等）

第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、当該系統増強プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。

- 2 本機関は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。

## 第5節 その他

（契約申込みに伴う回答内容の確認）

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者等が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

- 2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業

者等から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。

- 3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者等に通知する。

(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認及び検証)

第98条 本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの事前相談の回答について、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

- 一 最大受電電力に対して送電系統の容量に起因する連系制限がある場合は、当該送電系統の熱容量や予想潮流
  - 二 特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
  - 三 想定する連系点及び特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離
- 2 本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の要否確認の回答について、接続検討が必要な場合は、発電設備等の最新の系統連系技術要件（託送供給等約款で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）への適合状況、及び新たな系統増強工事や運用上の制約の有無等、その理由の妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
  - 3 本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の回答について、第71条第3項各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
  - 4 本機関は、前各項の規定による確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、その妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
  - 5 本機関は、前各項の規定による確認を完了したとき（前各項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。

(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)

第99条 本機関は、本機関又は一般送配電事業者等が接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。

- 2 本機関は、一般送配電事業者等が事前相談及び接続検討の要否確認の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。
- 3 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式

を作成するに当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。

(受付・回答状況の取りまとめ)

第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。

(業務改善)

第101条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るために、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。

- 一 系統アクセス業務の好事例
- 二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例
- 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例
- 四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報

(分析ツールの具備)

第102条 本機関は、この章に定める業務を行うために必要な分析ツールを備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(必要な協力の要請)

第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(系統アクセス業務に関する情報管理)

第104条 本機関は、系統アクセス業務における系統連系希望者の情報管理を徹底し、必要に応じて、秘密情報として適切に取扱う。

## 第8章 需給状況の監視

### (需給状況の監視)

第105条 本機関は、法第28条の40第1項第1号の規定により、会員が當む電気事業に係る電気の需給の状況（以下「需給状況」という。）を監視する。

### (需給状況の監視の対象)

第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。

#### 一 会員の需給状況に関する事項

- ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需要及び供給力の確保に関する状況
- イ 発電事業者たる会員の発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力に関する状況
- ウ 特定卸供給事業者たる会員の電気の供給量及び供給余力に関する状況

#### 二 供給区域及び供給地点の需給状況に関する事項

- ア 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況
  - イ 特定送配電事業者たる会員の供給地点の需要及び供給力に関する状況
- 三 全国の需給状況に関する事項 全国の需要及び供給力に関する状況
- 四 一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況

### (需給状況の監視等のための計画等の取得)

第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。

- 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに調達及び販売に関する計画
- 二 発電契約者 発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力に関する計画並びに調達及び販売に関する計画
- 三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報（配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。）
  - ア 供給区域ごとの需要及び供給力に関する計画
  - イ 調整力に関する計画
  - ウ F I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画

- エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備等、広域連系系統その他の情報
  - オ 託送供給契約者の需要実績並びに発電契約者の発電実績及び放電実績
  - カ 需給調整市場の約定結果によりマージンとして確保する連系線の容量
- 四 特定送配電事業者たる会員 供給地点の需要及び供給力並びにF I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画
- 五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画並びに調達及び販売に関する計画
- 2 本機関は、卸電力取引所から、卸電力取引の量に関する情報を取得する。
- 3 本機関は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構から、必要に応じて、発電の用に供する燃料に関する情報を取得する。

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)

- 第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。
- 2 本機関は、前条第1項第3号アからウまでに定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌々日、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

(本機関による計画値の変更)

- 第109条 本機関は、託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者から提出を受ける第107条第1項第1号、第2号及び第5号に定める計画について、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のために必要と認める場合には計画値を変更することができる。

(追加資料の提出)

- 第110条 本機関は、第107条第1項各号に掲げる者に対し、必要に応じ、より詳細な断面の計画その他必要な資料の提出を求める。

## 第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の悪化時の指示又は要請)

第111条 本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員に対しては、指示することができない。

- 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
  - 二 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。
  - 三 会員から電気の供給を受けること。
  - 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。
- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請することができる。

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示又は要請)

第112条 本機関は、需給状況の監視に基づき、需給ひっ迫が発生し又は需給ひっ迫が発生するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、前条第1項第5号に掲げる事項として、次の各号に掲げる事項を指示又は要請することができる。

- 一 作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加その他の方法により、特定の供給区域又は全国の供給力を増加させること。
- 二 需給状況の悪化に係る会員と需要者との契約に基づく電気の使用の抑制するその他の方法により、特定の供給区域又は全国の需要を抑制させる措置をとること。

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)

第113条 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひつ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。

- 一 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひつ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。
- 二 本機関は、需給ひつ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下この条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。
- 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備等（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備等の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に発電設備等を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。
- 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。
  - ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの
  - イ 振替供給に際して、経由する一般送配電事業者たる会員の供給区域の数が少ないもの
  - ウ 需給ひつ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの
  - エ 需給ひつ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの
  - オ 発電設備等の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの
- 五 本機関は、前号の規定により決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひつ迫一般送配電事業者に電気の供給を

受けることを指示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電設備等の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。

(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)

第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。

- 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。
- 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下この条において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。
- 三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備等の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。
- 四 本機関は、前号の規定により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。
  - ア 希望連系線を経由して電気の供給を行うことができるもの
  - イ 振替供給に際して、経由する一般送配電事業者たる会員の供給区域の数が少ないもの
  - ウ 下げ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの

エ 下げ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの

オ 電気の供給を受ける一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの

五 本機関は、前号の規定により決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電設備の出力抑制等に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。

3 本機関は、前2項の規定により第111条第1項の指示を行うときは、送配電等業務指針に定めるところにより一般送配電事業者たる会員が下げ調整力が不足する場合に講じる措置の順位に従って、指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。

(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)

第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の指示を行う。

一 当該会員の供給力がその需要に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定量その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今後の供給力確保の計画の実現が困難となるおそれがあるとき

二 当該会員の需要計画がその実績等に照らして適切でなく、必要な供給力が確保されないおそれがあるとき

三 その他当該会員の需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき

(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)

第116条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系線を最大限、活用するものとする。

2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は

要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。

#### 第117条 削除

(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員への通知)

第118条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。

(需給状況の改善が図れない場合の対応)

第119条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。

(指示内容の報告)

第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示をしたときは、同条第2項の規定により、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。

(指示に係る措置を取っていない場合の報告)

第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。

(指示の公表)

第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示を実施したときは、これを速やかに公表する。

(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)

第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電及び放電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。
- 3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第21章の規定により調停する。

(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)

第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応)

第123条の3 本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表9-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。

- 2 第175条第2項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織

情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれが	警戒態勢 (発令者：事務局長)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長：事務局長)

ある状況が継続することが見込まれるとき		
<p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき</p>	<p>非常態勢 (発令者：理事長)</p>	<p>需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)</p>

## 第10章 地域間連系線の管理

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

（※1）東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「東北東京フェンス潮流」という。）により管理する。

（※2）中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。

（※3）関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。

(※4) 飛騨信濃周波数変換設備には、飛騨変換所、新信濃変電所間の連系設備を含む。

(連系線の管理の原則)

第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。

(運用容量の設定)

第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下この章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。

- 2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の一般送配電事業者たる会員の供給区域からの電気の調達又は他の一般送配電事業者たる会員の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。
- 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。
- 4 本機関は、運用容量検討会の検討経過及び結果並びに算出した運用容量を公表する。
- 5 本機関は、運用容量について、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。

(運用容量の一時的な見直し)

第127条 本機関は、計画外作業、電力設備の故障その他緊急の事象が発生し、必要と認めるときは、連系線を維持又は運用する会員に設備の状況を確認した上で、当該連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。

- 2 本機関は、前項の規定により運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、見直し後の運用容量を公表する。

3 本機関は、運用容量の一時的な見直しの原因となった事象について継続的に状況を確認し、当該原因が無くなったと認めるときは、速やかに運用容量を見直前の値に戻し、その旨を公表する。

(マージンの設定及び更新の考え方の公表)

第128条 本機関は、連系線毎の実需給断面におけるマージンの設定の考え方（以下「マージンの設定の考え方」という。）を定め、これを公表する。

2 本機関は、実需給断面におけるマージンが必要な場合を除き、原則としてマージンの値をゼロとするものとし、マージンを確保する必要がある場合には、確保するマージンの値及び確保する理由を公表する。

3 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を設定し、公表する。

(マージンの算出)

第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10－1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。

2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。

3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。

4 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を算出する。

(マージンの見直し)

第130条 本機関は、次の各号に掲げる場合には、関係する一般送配電事業者たる会員の需給状況等を確認した上で、連系線のマージンの値を見直すことができる。

- 一 第127条の規定により運用容量の値を一時的に見直した場合
- 二 マージンの設定の考え方を見直した場合
- 三 想定外の電力設備の故障等により供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するためにマージンの見直しが必要と認める場合
- 四 その他マージンの値を見直すことが適当であると認める場合

- 2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。
- 3 本機関は、第1項の規定によりマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直し後のマージンの値その他必要な事項を公表する。
- 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項の規定に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。

(短周期広域周波数調整)

第131条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。

- 一 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、短周期広域周波数調整に必要と見込まれる連系線の利用枠の通知を受ける。
- 二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。
- 三 本機関は、前号の算出結果に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮の上、短周期広域周波数調整のために必要な利用枠を実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で設定し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
  - ア 連系線の空容量
  - イ 経由する連系線の数
  - ウ 一般送配電事業者たる会員の調整可能量
- 四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号の規定により設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号までの規定に準じて行う。
- 五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要となる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

### (長周期広域周波数調整)

第132条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。

- 一 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、長周期広域周波数調整に必要と見込まれる電力量及び時間の通知を受ける。
- 二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。
- 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウまでに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
  - ア 連系線の空容量
  - イ 経由する連系線の数
  - ウ 一般送配電事業者たる会員による融通可能電力量
- 四 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の実施の要否並びに必要となる電力量及び時間の連絡を受ける。
- 五 本機関は、前号の連絡に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

### (空容量の算出及び公表)

第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項の規定により算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。

- 2 連系線の空容量は、別表10-2に掲げる算出式に基づき、算出する。
- 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。

別表10-2 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
----------------------------------	--------------------------

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。
- (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。
- (※6) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。
- (※7) 東北東京間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。

(間接送電権に係る運用容量及びマージンの通知)

第133条の2 本機関は、間接送電権の取引等に必要な断面において当該連系線の運用容量及びマージンを卸電力取引所に通知する。

(需給調整市場に係る取引可能量の通知)

第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を一般送配電事業者たる会員に通知する。

(連系線の計画潮流の管理)

第134条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。

- 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。
- 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるかどうかの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。
- 三 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電可能と判定した場合には、当該取引情報の容量登録を行い、計画潮流として管理するとともに、卸

電力取引所に当該取引情報が送電可能となることを通知する。

四 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電不可と判定した場合は、卸電力取引所に当該取引情報が送電不可となることを通知する。

五 本機関は、取引情報の容量登録を行った場合には、計画潮流を連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、その旨を通知する。

第135条 削除

第136条 削除

第137条 削除

第138条 削除

第139条 削除

第140条 削除

第141条 削除

第142条 削除

（混雑処理）

第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。

一 本機関は、第143条の2で定める抑制順位により、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。

二 本機関は、前号の規定により混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを

前提に、混雑処理を行わない。

(混雑処理における抑制順位)

第143条の2 本機関は、混雑処理に当たっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。

- 一 翌日取引及び1時間前取引に係る計画潮流
  - 二 本機関の指示等に係る計画潮流（連系線を活用した周波数調整の実施に係る計画潮流を含む。）
- 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)

第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。

(緊急時の混雑処理方法)

第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。

(混雑処理の対象外とする計画潮流等)

第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。

- 一 第152条の規定による連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流
- 二 第153条の規定による連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流

(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)

第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象と

して取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。

- 一 次条各号に掲げる電源等であること。
  - 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること。
- 2 本機関は、前項の承認の結果を、当該承認の申請を行った電源等保有者に対して通知するとともに、公表する。

（承認の対象とする電源等）

第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。

- 一 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）
- 二 運転中の発電設備等の出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源
- 三 電気の受給契約（前各号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。）又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等
- 四 法第24条第1項及び法第27条の12の13において準用する法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約
- 五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約

（承認期間）

第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間（承認日が事業年度の途中にあっては当該事業年度の末日まで）とする。ただし、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。

（承認内容の変更）

第145条 本機関は、承認電源等保有者から承認の内容の変更に関する申請

を受け付け、変更に正当な理由があると認めるときは、承認の内容を変更する。

(電源等の承認申請等に係る様式の作成)

第146条 本機関は、電源等の承認及び承認の内容の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。

(承認電源等の定期審査)

第147条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、承認電源等の定期審査を行う。

- 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、必要に応じて、承認電源等保有者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。
  - 二 本機関は、前号の規定により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。
- 2 本機関は、前項の審査の結果を、当該審査に係る承認電源等保有者に対して通知するとともに、公表する。

(電源等の審査に関する内容照会)

第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、電源等の承認を申請した電源等保有者又は承認電源等保有者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。

第149条 削除

第150条 削除

第151条 削除

(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)

第152条 本機関は、需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるときは、一般送配電事業者たる会員がマージンを使用する供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。

- 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。
- 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひつ迫若しくは

下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（以下この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。

二 本機関は、前号の説明を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と認めるときに、マージン使用を承認する。

3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項の規定に準じてその妥当性を検証するものとする。

4 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマージン使用可能量を各関連一般送配電事業者に確認する。

5 マージンを使用する供給の送電経路上の一般送配電事業者たる会員の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。

#### （緊急時の連系線の使用）

第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。

2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、前項の供給を行うことを承認する。

一 本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）を必要と認める場合又は本機関が運用容量拡大を求めた場合には、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、運用容量拡大の必要性について説明を受ける。

二 本機関は、前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大

分を使用する」に読み替えるものとする。

三 本機関は、前項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。

四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。

3 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時に運用容量（前項の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量）を超えて連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。

#### （分析ツールの具備）

第154条 本機関は、この章に定める業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

#### （検討）

第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関するこの章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。

## 第11章 作業停止計画の調整

(作業停止計画の調整の実施)

第156条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。

2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（以下この章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。

別表11-1 作業停止計画の種別

種 別	内 容
計画作業停止	年間計画 作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月間計画 年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画

(作業停止計画の原案の取得及び共有)

第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。

- 一 広域連系系統等 一般送配電事業者たる会員
- 二 発電設備等 発電計画提出者

### 三 流通設備（発電計画提出者の提出対象となるものに限る。） 発電計画提出者

- 2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。
- 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備等の保有者に限る。）と共有する。

#### （作業停止計画の原案の調整）

- 第158条 本機関は、前条第1項の規定により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。
- 2 本機関は、必要に応じて、作業停止計画提出者に対し、広域調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。

#### （作業停止計画の調整案の提出、共有）

- 第159条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。
- 2 本機関は、第157条第2項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。
  - 3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。

#### （作業停止計画の調整案の調整）

- 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。

2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行つた発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(作業停止計画の最終案の提出、承認)

第161条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。

2 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。

3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、これを確認の上、承認する。ただし、月間計画については、翌月分のみを承認する。

(作業停止計画の共有等)

第162条 本機関は、前条第3項の規定により承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。

2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項の規定に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。

(作業停止計画の調整に当たっての考慮事項)

第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整に当たっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。

(作業停止計画の不調時の対応)

第164条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の調整対象となる広域連系系統等の作業停止計画（広域調整対象作業停止計画を除く。）の作業停止計画について、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から不調の解決に向けた対応の依頼があった場合は、調整に向けた対応を行う。

(作業停止計画の提出省略時の手続)

第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。ただし、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。

(作業停止計画の変更)

第166条 本機関は、別表11－1に定める作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、送配電等業務指針に定めるところにより、作業停止計画提出者より速やかに、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）の提出を受ける。

- 2 本機関は、前項の規定により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条の規定に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。
- 3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項の規定に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。
- 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項の規定に準じて、共有する。

(作業実施の手続)

第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から設備の停止及び使用の報告を受ける。

別表11－2 作業停止計画調整における各期日

業務内容	種別		その他 年間及び 月間計画 の変更・ 追加
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	
発電設備等及び 広域連系系統等 の作業停止計画 の提出（※1）	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃
	最終案	毎年 2月中旬	毎月中旬
広域連系系統等 の作業停止計画 の共有	原案	一般送配電事業者た る会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者た る会員からの提出後 (速やかに)
	調整案	一般送配電事業者た る会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者た る会員からの提出後 (速やかに)
	承認・決 定 計 画 (※2)	毎年3月1日	毎月20日
作業停止計画の調整案の 調整	毎年1月(必要によ り2月実施可)	必要に応じて実施	
本機関による作業停止計 画の承認（※3）	毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やか に)

(※1) 本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。

(※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者たる会員が決定した計画

(※3) 本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。

## 第12章 系統情報の公表

### (系統情報の公表)

第168条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

- 2 前項の規定により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。
- 3 本機関は、第1項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

## 第13章 需要者スイッチング支援

### (需要者スイッチング支援)

第169条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。

- 2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員及び需要抑制契約者が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。
- 3 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加に関して、隨時、会員から意見を受け付け、必要に応じ、その実施について検討する。
- 4 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員の意見を聴取するものとする。
- 5 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務その他スイッチング支援システムの利用に関する事項は送配電等業務指針において定める。

### (システム利用の支援)

第170条 本機関は、スイッチング支援システムと外部のシステムとのシステム連携に係る技術資料の提供、スイッチング支援システムの利用等に関するマニュアルの作成及び提供、スイッチング支援システムに関する会員からの問合せの受付等の業務を行い、会員のスイッチング支援システムの利用の支援を行う。

### (システム利用状況の取りまとめ)

第171条 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を取りまとめ、その結果を公表する。

## 第14章 一般負担の限界の基準額

(一般負担の限界の基準額)

第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額（以下「一般負担の上限額」という。）を検討し、指定する。

- 一 過去の発電設備等の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布（連系に至らなかつた案件も含む。）
  - 二 流通設備の増強に伴い得られる効果
  - 三 発電設備等が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異
  - 四 増強等が必要となる流通設備の性質
- 2 本機関は、一般負担の上限額を指定した場合には、その額を公表する。
  - 3 本機関は、一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

## 第15章 緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等

### 第1節 緊急災害対応

#### (緊急災害対応)

第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第1項第9号の規定により、必要な対応を行う。

#### (平常時の対応)

第174条 本機関は、大規模災害が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に連絡及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。

- 2 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、緊急連絡体制を構築し、関係者に通知する。
- 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項の規定による態勢の発令が行われたときは、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。
- 4 本機関は、毎年度、会員から、防災業務計画に定めるところにより次の各号に掲げる情報の提出を受ける。
  - 一 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能
  - 二 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）
  - 三 災害対応のための資機材の保有の状況
  - 四 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況
  - 五 非常に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
  - 六 前各号に掲げるもののほか、本機関が必要と認める事項
- 5 本機関は、会員から、資機材の保有状況その他の情報の提出を受けたときは、本機関が保有する情報を更新するとともに、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。
- 6 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を得て大規模災害への対応に係る訓練を実施する。

#### (緊急時の対応)

第175条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表15-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。

- 2 発令者は、理事長があらかじめ指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。
- 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した役員又は職員が代行する。
- 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。
- 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。
- 6 本機関は、経済産業大臣に対し一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。
- 7 本部長又はその代行者は、大規模災害が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員その他関係者に通知する。

(事業継続計画（B C P）の策定)

第176条 本機関は、大規模災害により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたときも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイドラインに従い、事業継続計画を定める。

別表15－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織

情勢	対応態勢	対応組織
<p>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</p>	<p>警戒態勢 (発令者:事務局長)</p>	<p>警戒本部 (本部長:事務局長)</p>
<p>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</p>	<p>非常態勢 (発令者:理事長)</p>	<p>非常災害対応本部 (本部長:理事長)</p>

## 第2節 災害時連携計画の検討等

### (災害時連携計画の検討)

第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項の規定により、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。

### (災害時連携計画の提出)

第176条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。

### (災害時連携計画の検討等)

第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項の規定により、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

2 本機関は、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、理事会において災害時連携計画の確認における考慮事項を定め、その結果を公表する。

### (災害時連携計画の送付)

第176条の5 本機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

### (災害時連携計画の変更)

第176条の6 本機関は、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

## 第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等復旧費用の交付業務)

第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項第1号の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。

(毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定)

第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。

- 2 災害等扶助拠出金の過度な積立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。
- 3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、災害等扶助拠出金を積み立てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求める。

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員とする。

(災害等扶助交付金の交付対象災害等)

第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の交付対象費用)

第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。

- 2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の金額の決定)

第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があつた場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。

2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、交付対象者による1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。

(災害等扶助交付金の交付)

第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。

(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定)

第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準、交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

## 第16章 送配電等業務指針

(送配電等業務指針の策定及び変更)

第177条 本機関は、法第28条の40第1項第3号の規定により、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。

- 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項の規定により、経済産業大臣へ届出を行う。
- 3 本機関は、前各項の規定により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給事業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。

- 2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 第17章 指導・勧告・検証

### (指導・勧告の実施)

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第1項第6号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

- 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき
  - 二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき
  - 三 第20章の苦情及び相談対応及び第21章の紛争解決の業務において、必要なとき
  - 四 第126条から第130条までの規定による運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき
  - 五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき
  - 六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41の規定によるペナルティに従わないとき
  - 七 本規程に定める要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
  - 八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき
  - 九 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

### (出力抑制時の検証)

第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げる調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料

に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

- 2 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

## 第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、返還命令等による徴収、納付金の徴収並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等

### 第1節 交付金の交付、返還命令等による徴収及び納付金の徴収

#### (供給促進交付金の交付業務)

- 第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金（再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。
- 2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。
- 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定事業者をいう。以下この条において同じ。）に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。
- 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第2項の規定により、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求める。

#### (調整交付金の交付業務)

- 第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員（以下「F I T電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、F I T電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。

- 2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。
- 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を通知する。
- 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第2項の規定により、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、FIT電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。

(系統設置交付金の交付業務)

第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、当該会員に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。

(特定系統設置交付金の交付業務)

第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第2項の規定において準用する再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、認定整備等事業者が系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の工事を開始した日から当該流通設備の使用を開始した日の前日までの期間を対象として、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する業務を行う。

(返還命令等による徴収)

第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の

規定による命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

(小売電気事業者たる会員等に係る納付金の徴収)

第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員から、納付金を徴収する。

(F I T電気買取事業者に係る納付金の徴収)

第180条の8 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、F I T電気買取事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

(徴収等業務規程)

第180条の9 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項の規定により、前2条の納付金の徴収及び交付金の交付の業務（以下「納付金徴収等業務」という。）の実施方法その他の事項について、徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

## 第2節 入札

(入札業務)

第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー特措法第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行う。

(入札業務規程)

第180条の11 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項の規定により、入札業務に関する規程を定め、経済産業大臣の認可を受ける

ものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

### 第3節 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理

#### (積立金管理業務)

第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の19の規定により、本機関に積み立てられた交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。

#### (積立金管理業務規程)

第180条の13 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の20第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

### 第4節 その他

#### (帳簿)

第180条の14 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、第15条の22及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。

#### (情報の取扱い)

第180条の15 本機関は、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に係る情報を原則として、秘密情報として適切に取り扱う。

## 第19章 年次報告書及び調査・研究

### (年次報告書)

第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。

- 一 電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）
- 二 電力系統の状況
- 三 系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（発電設備等の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題
- 五 次条の規定による各一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要に応じた見直しの内容

### （予備力及び調整力の適切な水準等の評価等）

第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

### （調査研究）

第183条 本機関は、第181条の年次報告書の取りまとめその他の本機関の業務等に資するため、次の各号に掲げる事項に関する調査及び研究を行う。

- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
  - 二 海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
  - 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
  - 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
  - 五 その他第181条の年次報告書を作成するために必要な事項
- 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、第181条の年次報告書の取りまとめに先立ち隨時公表する。

## 第20章 苦情及び相談

### (苦情及び相談対応)

第184条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

- 2 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。
- 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項の規定に準じて取り扱う。
- 4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。
- 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等及び個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。

### (あっせん・調停への移行)

第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第21章のあっせん・調停の手続について説明する。

## 第21章 紛争解決

### (紛争解決)

第186条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

## 第22章 情報通信技術の活用支援

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

第187条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。

- 2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。
- 3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)

第188条 本機関は、会員及び需要抑制契約者に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。

## 第23章 雜則

(時期又は期限の暫定的な変更)

第189条 理事会は、業務運営上やむを得ないときは、本規程に定める時期又は期限を暫定的に変更することができる。

2 本機関は、前項の規定により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。

(報告又は資料の提出)

第190条 本規程において、本機関が会員に対して報告又は資料の提出を求める場合には、本規程で別に定めるものを除き、法第28条の42の規定によるものとする。

### 第190条の2 削除

(発電設備等の情報に関する掲示板の導入)

第190条の3 本機関は、会員その他電気供給事業者間の取引による発電設備等の有効利用を図るため、本機関のウェブサイトにおいて、会員その他電気供給事業者が発電設備等に関する情報を提供することのできる機能を有する掲示板を設ける。

(運営細則)

第191条 本規程に定めるもののほか、本機関の業務に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、本機関の成立の日から施行する。

第2条 削除

(契約が認定されるまでの混雑処理の取扱い)

第3条 本機関は、その成立以降速やかに、第73条に定める契約の認定が有効となる期日について、既存の契約の認定の申請及び審査に必要な期間を考慮して定め、公表する。

2 本機関の成立の日から前項の期日までの間は、本機関が第72条に定める混雑処理を行う場合、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立日の前日において認定している既存契約等により行うこととする。

附則（平成27年4月28日）

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画における経過期間の扱い)

第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画の取扱いについては、経済産業省令の定めに拠る。

第3条 削除

(計画書等の受付開始)

第4条 本機関は、本規程第67条の2の規定による計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。

附則（平成27年8月31日）

(施行期日)

本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

## **附則（平成28年4月1日）**

（施行期日）

第1条 本規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## **第2条 削除**

（計画値の登録移行）

第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値（通告値を含む。以下この条において同じ。）については、本規程の施行日の前日の終了時点において、広域機関システムに登録されている計画値（連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。）とする。

## **附則（平成28年7月11日）**

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

## **第2条 削除**

（連系線希望計画の提出を希望する者の募集）

第3条 第134条第3項の規定は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。

## **附則（平成29年4月1日）**

（施行期日）

本規程は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## **附則（平成29年9月6日）**

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条（第2項第38号を除く。）、第17条、第

107条（第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。）、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条（第3項を除く。）まで、第160条、第168条及び第179条（第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

- 3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第133条10-2（※3）「同条第3項」とあるのを「同条第2項」、第153条中第3項を第2項とする。

（特定負担による連系線増強等を行った場合の連系線利用等の取扱い）

第2条 本機関は、特定負担により連系線の増強等を行ったことを踏まえた連系線利用等に係る取扱いについて検討を行う。

（経過措置計画の管理）

第3条 本機関は、平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画（以下「連系線利用計画」という。）を、附則第1条第2項の施行日以降、地域間連系線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画（以下「経過措置計画」という。）として取り扱い、管理するとともに、卸電力取引所に当該経過措置計画を通知する。

- 2 本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。
- 3 本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定（以下「経過措置可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めるとともに、管理する。
- 4 本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者（連系線利用計画登録時の電力取引に係る契約の相手方と経過措置の付与について合意が得られた当該相手方を含む。以下「経過措置対象者」という。）及び卸電力取引所に、経過措置の精算の根拠となる値として通知する。
- 5 本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。

#### 第4条 削除

（経過措置計画の更新）

第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「更新計画」という。）の提出を受け付ける。

2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。

3 本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかった場合には、経過措置計画の値の断面を30分単位の断面に変換して更新する。

4 本機関は、隨時、更新計画の提出を受け付ける。

#### （経過措置計画の承継）

第6条 本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者（以下「供給先事業者」という。）が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者（発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。）が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができる。

2 本機関は、前項の規定により供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。

#### （供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い）

第7条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。

### 第8条 削除

#### （経過措置計画の確認）

第9条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。

一 本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績（以下「経過措置入札実績」という。）の提出を受ける。

二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状

況の確認を行う。

- 三 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。
- 四 本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。
- 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。
- 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。
- 一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所及び蓄電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。
- 二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。
- 三 本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。

#### 附則（平成30年3月30日）

（施行期日）

本規程は、平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 附則（平成30年6月29日）

### （施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。

### （発電制約量の調整結果の確認）

第2条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。

2 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。

### （発電制約量の調整の不調時の対応）

第3条 本機関は、前条第1項による発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となつた旨を連絡する。

2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告を受ける。

3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となつた場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となつた発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。

4 本機関は、再調整の結果及び決定した発電制約量を一般送配電事業者たる会員に通知する。

### （発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）

第4条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と発電計画提出者間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。

## 附則（平成31年3月28日）

### （施行期日）

本規程は、平成31年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 附則（令和元年7月1日）

### （施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

## 第2条 削除

## 第3条 削除

## 附則（令和2年3月30日）

### （施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

### （特定負担計画の管理）

第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者（以下、この条において「値差精算対象者」という。）から特定負担の値差精算の対象となる権利（以下「値差精算権利」という。）に係る申請の受付を行う。

2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

3 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。

4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画（以下「特定負担計画」という。）を登録し、管理するとともに、卸電力取引所に当該特定負担計画を通知する。

- 5 本機関は、附則第4条の規定により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。
- 6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第3項の権利を付与された特定負担計画を有する者（以下「特定負担計画対象者」という。）及び卸電力取引所に通知する。

（特定負担計画の更新）

- 第3条 本機関は、特定負担計画対象者から、隨時、送配電等業務指針に定めるところにより、特定負担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「特定負担更新計画」という。）の提出を受け付ける。
- 2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受け付けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に更新する。
  - 3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項の規定により登録した値を30分単位の値に変換して更新する。

（経過措置可否判定及び特定負担可否判定）

- 第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。
- 2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。
  - 3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。

- 一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画
- 二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画

(減少処理)

- 第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。
- 2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。
  - 3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。
  - 4 本機関は、全ての特定負担計画を同順位として特定負担計画の値を減少する。
  - 5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

(特定負担計画の確認)

- 第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認する。
- 一 本機関は、卸電力取引所から特定負担計画に係る入札実績（以下「特定負担入札実績」という。）の提出を受ける。
  - 二 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確認を行う。
  - 三 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。

四 本機関は、前各号の規定により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。

五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めた場合も同様とする。

(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)

第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

- 一 募集要綱に定める安定電源
- 二 募集要綱に定める変動電源（複数の電源を組み合わせる場合を除く。）

別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格
--------------------------	---

(※1) 本機関が別途定める。

附則（令和2年7月8日）

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則（平成27年4月28日）第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条、第107条及び第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 附則（令和3年4月16日）

### （施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

（強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為）

第2条 本機関は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行の日（令和4年4月1日）前において、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。

### （リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置）

第3条 この業務規程の施行の際現にリプレース該当性判断を行っている案件については、既にリプレースに該当するか否かを判断した案件を除き、当該案件をリプレース発電設備等の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。

2 この業務規程の施行の際現にリプレース案件系統連系募集プロセスを開始している案件については、改正後の業務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### （災害等扶助拠出金の算定）

第4条 第176条の8第1項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。

## 附則（令和3年6月24日）

### （施行期日）

第1条 本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第108条及び附則第3条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

### （容量確保契約金額の算出に関する経過措置）

**第2条** 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。

(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)

**第3条** 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

#### **附則（令和4年1月26日）**

(施行期日)

本規程は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

#### **附則（令和4年4月1日）**

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

#### **附則（令和4年7月5日）**

(施行期日)

本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第64条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又はN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

#### **附則（令和5年4月3日）**

(施行期日)

本規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれ

か遅い日から施行する。ただし、第180条の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附則（令和5年6月26日）

##### （施行期日）

本規程は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第108条の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附則（令和6年4月10日）

##### （施行期日）

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第96条の3及び第96条の5の規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者たる会員において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附則（令和6年7月22日）

##### （施行期日）

本規程は、令和6年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第96条の5の改正規定は、令和6年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。